

今回の内容

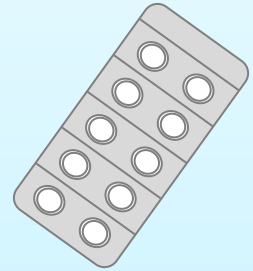
①会議情報、②コラム（河村委員）

会議情報

最近の、消費者安全調査委員会での議論についてお知らせします。

第35回消費者安全調査委員会（平成27年8月21日）

- 子どもによる医薬品誤飲事故
子どもが開けにくく、しかし、高齢者など本来服用すべき方々が開けることができる包装容器（チャイルドレジスタンス・シニアフレンドリー（CR-SF）包装容器といいます。）の導入・普及の課題を踏まえて、事務局から報告書素案の説明を受け、議論しました。
- 毛染めによる皮膚障害
必要な情報や知識を社会で共有することを念頭に置きつつ、事務局から報告書素案の説明を受け、議論しました。
- エレベーター事故
報告書の取りまとめに向けた全体の構成について、事務局から説明を受け、意見の取りまとめの方向性等について議論しました。
- 一般の方からいただいた「申出」事案
事務局から、類似事例、制度等の関連情報や専門委員の見解などの情報収集の結果が報告され、その内容に基づき調査委員会で検討した結果、そのうち1件については調査を行わないことになりました。残りの案件（32件）については、引き続き、臨時委員、専門委員等の知見も活用しながら、事務局で丁寧に情報収集を行った上で調査委員会において判断していくこととなります。



部会の動き

- 工学等事故調査部会（8月上旬に開催）
 - ・エレベーター事故：担当専門委員と事務局から、報告書の取りまとめに向けた全体の構成について説明を受け、追加的に盛り込むべき論点の有無について議論しました。
 - ・ハンドル形電動車椅子事故：現在、調査計画に基づき鋭意調査を進めていますが、事務局から調査の進捗状況について説明を受けました。
 - ・子どもによる医薬品誤飲事故：事務局から報告書素案の説明を受け、議論しました。
- 食品・化学・医学等事故調査部会（8月上旬に開催）
 - ・子どもによる医薬品誤飲事故：同上
 - ・毛染めによる皮膚障害：事務局から報告書素案について説明を受け、議論しました。

再発防止に資する事故調査のために

消費者庁消費者安全調査委員会
委員 河村真紀子



私自身の活動の背景から…。

2009年、消費者庁設置のための関連法案の付帯決議に、「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」と記されたとき、消費者のための事故調査機関設置の方向性が定まりました。それまで日本にあった法的権限を持つ事故調査組織は運輸安全委員会だけでした。

国のこの動きをフォローし提言をあげていくために、主婦連合会ははじめ消費者運動や安全の問題に取り組んできた関係者で「新しい事故調査機関実現ネット」を起ちあげました。私はその代表の一人となり今も活動しています。事故調ネットは消費者団体、航空機パイロットの組織、弁護士、事故の被害者遺族・関係者、そして最近は勤務医の組織も参加し、様々な立場からの意見を出し合い、学び、議論を重ねています。

事故調ネットの最近の取組みのひとつに、「事故調査の標準化」があります。なぜ標準化なのか。それは事故原因調査には分野を超えた普遍的な理念が存在すると私たちは考えるからです。つまり分野によって技術的な専門性は異なっている、事故調査とは何か、どうあるべきかという専門的知見は、分野を超えても変わらないひとつのものという考え方です。

事故調査が最も進んでいる分野のひとつに航空があります。航空の分野でこの20年ほどの間に定着しつつある最新の考え方をもとにそれを標準化し、分野毎に分散していることの多い事故調査機関が標準化された手法に則して事故調査を行うことで、消費者の安全を高めていきたいというのが私たちの願いです。

あるべき事故調査とは

■事故調査の唯一の目的は再発防止でなければならず、責任追及とは厳格に区別されなくてはならない。

■人間はエラーを起こすものという前提にたつ、ヒューマンエラーについての最も先進的な考え方を取り入れる。

■事故を起こした直接的な原因だけではなく、間接的及び複合的要因を探る。すなわち、エラーの背景にある潜在的欠陥などを、組織やシステム全般にわたって特定していくこと。事故が起こる原因とは決して一つではありません。最後に引き金を引いた直接の要因から、その背景をみていく。

■すなわち事故調査は、「もの・仕組み・システム」に対して、事故の背景には必ず不完全さが存在するという観点からぜい弱性を解き明かす作業なのです。

例えば、

- ・そもそも設計に不備はないのか
- ・作業マニュアルに不備、不完全な部分があったのではないか
- ・訓練の不備はなかったか
- ・使用環境、あるいは(点検・修理の)作業員の職場環境や労働条件に問題はなかったか
- ・エラーが起きても重大な結果とならないような安全機構が欠落していないか
- ・行政の規制、業界ルールに不備はないか 等等…。

■また事故調査を行う機関に求められるものとしては、組織の独立性、証拠に対して自由にアクセスできる権限、調査官の適性、人間の尊厳とりわけ事故被害者や遺族の尊厳への最大限の配慮などの要素があります。

■以上のような調査の結果導きだされた安全のための提言が、不幸な事故の再発防止を実現するのです。つまり事故調査機関は調査結果をもとに安全性を高めるための勧告などをしかるべき機関に向けて出し、再発防止策の実行を促します。そしてその効果を確認することで始めて、事故調査は終了ということができます。

事故調査のあるべき姿やその手法論は、比較的新しい分野であり進化し続けています。消費者安全調査委員会も更なる研鑽、迅速化、他分野との連携とそれを貫く普遍的抽出、調査の経験・知見の積み上げ、そして独立性を高めることなど、進化していかなければと考えています。